

シベリヤ商業銀行

二〇、〇〇〇

合同銀行

三〇、〇〇〇

露佛銀行

一〇、〇〇〇

リオンクレヂット・ロシヤ支店

三、七五〇

キエフ商業銀行

五、〇〇〇

ロストフドン商業銀行

五、〇〇〇

ロツツ商業銀行

五、〇〇〇

計

二三〇、九八八

△ドイツ資本關係▽

セントペテルスブルグ・インターナショナル銀行

四八、〇〇〇

ロシヤ貿易銀行

五〇、〇〇〇

セントペテルスブルグ割引貸付銀行

二〇、〇〇〇

リガ商業銀行

一〇、〇〇〇

バルソヴィ商業銀行

二〇、〇〇〇

ロツツ取引銀行

一〇、〇〇〇

計

一五八、〇〇〇

△イギリス資本關係▽

ロシヤ商工銀行

三五、〇〇〇

露英銀行

一〇、〇〇〇

計

四五、〇〇〇

(未完)

フオイエエルバッハの

『反ホップズ論』(邦譯)

—序文及び第一章—

加藤正男

譯者はしがき

一、本稿の目的は、フオイエエルバッハ(Paul Johann Anselm Feuerbach)の著書『反ホップズ、又は最高權力の限界と支配者に對する市民の強制[抑制]權とについで』(Anti-Hobbes oder über die Grenzen der höchsten Gewalt und das Zwangsrecht der Bürger gegen den Oberherrn)の序文及び第一章を譯出することにある。

著者フオイエエルバッハ(一七七五—一八三三年)は、刑法學者として有名であるが、民法や法哲學、國家論等の著作をしたこともある——本書『反ホップズ論』は、正に後者の一種——そうとうは、ばの廣い法學者であつた。また本書(出版は一七九八年。序文の書かれたのは一七九七年八月一二日、[Jena])は、かのホップズの批判を通して、基本的人權を研究したものである。
(一)フオイエエルバッハについては、瀧川教授の多數の研究、Radbruch „P. J. A. Feuerbach.“等參照。

二、本書においてフオイエルバツハは、ホッブズを絶対専制主義者と解釋している。しかし十九世紀の中頃以來、ホッブズの立場が必しも絶対主義ではないとする見解も、そうとう有力である。

ちなみに本書の取扱うテーマたる基本的人権は、民法學徒によつても十分に考察されねばならないことを一言しておく。

(一)ホッブズに關しては、例えば、重松教授『ホッブズ』(Hobbes, Thomas Hobbes) 等参照。

(二)そのような性質のものとしては、現在のところ、我妻教授『新憲法と基本的人権』、末川博士「基本的人権と民法」季刊法律學一號、等参照。

三、譯文中、原著者の註はアラビア數字として、また譯者の註は漢數字として附する。

なお本譯文については、諸先學のご教示をたまわつた。そのほか特に瀧川助教授は、入手困難な原著について便宜を計つて下さつた。厚く感謝の意を表する。

序 文

本書は一般國家法に關する最も重要な、しかしもち論また最も困難な問題を解明しようとするものである。本書は全領域にわたつてこれを解答し、かくて著者の力が許す限り、この非常に有益にして成果ある學問に對し、重要でなくはない要求を満

足させるべきである。——實は既に最近出版された反マキアベリ論 (Antimachiavel) がこの仕事を企てている——たぶん自然法の全共鳴者は、この研究の困難なことを同時に知つていたのであつて、その書もつを感謝なしには片すけてしまわないであらう。けれどそれもまだすべてを論じ盡したとはいえないのであつて、非常に多くのいふべくして論すべきことを後輩に残している、と私は確信するのである。そこで(1)本書は「一般に支配者は強制されるか又は強制されないか」というような初歩的な問題を解明するよりも、むしろ「支配者は強制されるか」という事態を擧げようと思う。肯定的又は否定的な答えに安住することは、すべて根據がなく薄弱なのであるが、しかしわれわれがそうした危険に陥ることを望まない場合には、疑いもなくこの問題は最大の注意をばらう價值があるであらう。(2)臣民 (Untertan) に違背權と反抗權とを與うべき事態そのものを擧げるといふことが、この問題においてわれわれの學問にとつて唯一の効果的な方法である、とは私には思えない。この方法は、少くとも私の考えによれば、臣民の強制權の特別な權原 (Berechtigungsgründe) を市民的契約の内容から引き出す、といふことにほかならない。そして反マキアベリ論はこの方法を全くやつていないか、又は少しふれてはいるだけか、どちらかである。——

譯 註

(一) H. Jacob „Antimachiavel, oder über die Grenzen des

bürgerlichen Gehorsams" 1794 をもとと思はれる。Vgl. Feuerbach, Anti-Hobbes, S. 84, R. v. Mohl, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften (1858) S. 333. なおトキヤベリ批判史論としては、例えば Mohl, a. a. O. S. 521 ff.

(二)これがフォイエエルバッハの、本書における結論である。

おそらく人は、私が必しもそれをやっていないとか、若干の對象に少しふれただけで、他のことに長く止まりすぎているとか、いつて非難するであろう。それにもかかわらず私は辯明しうることを信じている。あらゆる學問におけるように、自然法においても、はつきりした主張があり、それらは既に十分なまで論じられ證明されているのであつて、これらについては一般にただ一つの要求があるのみである。それらが私の對象に關係する場合、これらを全く不問にふそうと思ふならば、このことはただ關聯や完全さをのみならず、私が主張し又は主張しなかつたことによる他人の完全な見解をも、傷つけたであろう。(二)完全にそれらを證明し全頁にわたつて論じようと思ふならば、私は既にいい古されたことを繰返して讀者に迷惑をかけねばならぬのである。だからそれについて(例えば第五章におけるように)證明し且つ意見を述べることのほかには、私には何も残つていないのであつて、その他の點は臨時の論議や推論を先學に委している。(三)——これに反して他の主張がある。すなわち特に法律家の側からの、それに對して私は書いていたのであるが、

全く誤認され又は誤解されている主張、矛盾せるもの無意味なものとして彼らから否定され嘲笑されている主張、がこれである。私は、自分が一面性の非難を、又本書が粗雑の非難をうけたくなかつたから、ヨリ深く入り、對象を種々の顧慮において考察せねばならなかつた。

譯註

(一)そこでフォイエエルバッハは、他の章において、多くの自然法學者とその諸著作とを引用する。

(二)第五章「幸福 (Glückseligkeit) の壓迫及び減少は何ら反抗權 (Recht zur Widesetzung) を與えなす」における、フォイエエルバッハの引用は、他の章におけると異り、非常に少い。すなわち、Platon [B. C. 427-347], Kriton; Kant, über den Gemeinspruch [1793] 等にすぎない。

..... (一)
以上のほかに私は、悪意と危険な見解とを自由に表現したために、人から非難をうけるようなことがあつても、そのようなことは意にかいさない。私の唯一の意圖は、愛する學問の一つを講じ、ヨリ廣くこれを形成するために、短かくも無意味な一小論を寄與することにある。私はただ學徒としてもろもろの學徒に、學問の友として學問の他の友達に語り、これらによつて自分の見解に對する忠告、訂正及び擴大を期待するのみである。私はどこにも反對をよいこととはしなかつたけれど、その正當

性を主張することができると信じ、本書にはわざと外部的な形式を與えた。そのことによつて本書は、恐らく人々の間にまぎれこみ、危険よばわりされ、また永久に援助されないであろう。

——けれどもついに人は、眞理が國家にとつて決して危険なものではなく、又いかなる權力によつても弾壓されえないといふことを洞察するに至るのである。タクツス(Tacitus)はいう。

「現在の權勢によつて次の時代の記憶をもなくしうると信ずる〔そんな〕人々の愚かさを嘲笑したくなる。なぜなら才能ある人々を罰すればかえつて彼らの權威は増大し、また外國の王達、あるいは王達と同じく残忍なことをする人々は、自分には悪名をそして彼らには名譽を與えるにすぎないからである。」
——これらはすべて世間のよき面についてのことである。有給の密告者は絶対に誠實な人という言葉には價しないのである。

譯註

(一)この間に原著者は本書『反ホップズ論』の表現のスタイルについて論じているのであるけれど、その譯出を省略する。

(二)フォイエエルバッハの、一七九七年七月二十七日の日記には、次の言葉がある。(瀧川教授「フォイエエルバッハとその時代」法と經濟二卷二號一八二頁——Anselm Ritter von Feuerbachs Leben und Wirken veröffentlicht von seinem Sohne Ludwig Feuerbach, 1852, I. s. 38f.)

「私の『反ホップズ論』とは『反ホップズ』または『最高

權力の限界と支配者に對する市民の強制權について』といふ標題をつけた。この標題は私並に私の書物への注意を喚起するであらう。人々は私(の書物)を読んで褒めるであらう。——私はこのために非常な危険に遭遇するであらう。政治的糺彈が爪牙を延ばして來るに相違ない。併し私は斷乎として反抗する。勇氣だ、フォイエエルバッハよ、勇氣だ! 豪勇だ! ……」

(三) Tacitus (umb5-uml20), Annales (『ローマ編年史』) IV 35 私がなぜ本書を反マキアベリ論としないで、反ホップズ論としたかということは、有識の讀者には自ら明かとなるであらう。マキアベリ(Machiavel)は、無條件な服従に對して又最高權力の法的限界について語る場合には、決してわれわれの相手ではない。彼は政治家であつて法律家ではなく、彼のどの著作においてもわれわれの研究の基礎になるような問題をもつていないのであつて、それはただ遠くから論及されているにすぎない。彼の君主論(Princeps)は何ら法的對象をもたないで、「專制君主は效果的たろうとする場合には、いかに行動せねばならないか」という問題に答えている。——これに對して私はかの有名なトマス・ホップズ(Thomas Hobbes)を主な相手に選ぶことができた。彼は自ら法律家として、專制主義と奴隸的服従とに對する最も鋭い意味における、最も效果的な辯護人なのである。

譯註

(一)(二) Machiavelli (1469—1527), Il Principe, 1513 (efs-

cheinen 1532).

本書に序文を書いている私は今、哲學的世界において萬一あるかも知れない長所及び短所とともに、私ならびに本書をすいせんすることのほかに、何もいうことがない。しかし私はささやかな企てについて、世間に對し手短かに發表する最も適當な場所をここに見出している。それは既に長い間私の愛する計畫に屬するけれど、その要求を聞くまでは、始めようとも止めようとも思っていない。その企てというのは、ルソー(Rousseau)の社會契約論(Contract social)に對する註釋書である。この著書には、他のこの種類のもの以上に註釋書をつくる價值があり、且つそれが不足しているからである。しかしこれは私の計畫に従えば、ただ法的及び政治的考慮において説明するのみならず、必要な場合には、擴大訂正し、又社會契約論(Cesellschaftsvertrag)の理念と、ルソーの他の書もつやホッブズ、モンテスキュー(Montesquieu)、カント(Kant)等々の理念やと、を比較するはずであつた。ついに私はルソーの著書一般と特に社會契約論との精神に關する論文をもつて、全體を始めるであらう。

譯註

(一)フオイエルバッハはルソー、モンテスキュー、カント等を熟讀し、彼らによつて力強い影響をうけた。

第二編は支配者が強制されることの許される、特別の事態を擧げて説明しようとするものである。これに對して材料は完全

に準備されている。そしてそれは、私に對して、山積した他の種類の仕事が唯一のミューズ神に許されれば、直ちに出版されるであらう。恐らく第三編がそれに續くであらう。その中で私は臣民による強制權の種類と限界とを研究し、「いかにして叛亂(Insurrection)は成立しうるか」という心理學的問題、並びに「いかにして」支配者は「臣民の暴動(Aufstand)に屈服せらるるか」という政治學的な問題を研究しようと思ふ。

譯註

(一)原著者は本書第三章「この研究に屬している豫備概念に對する若干の定義」において、Insurrectionの外、Vorschwörung(共謀)・Conspiration(陰謀)・Rebellion(謀反)・Empörung(叛逆)等に對して、それぞれ定義を下している。

(二)フオイエルバッハは、そのいわゆる「第二編」を、本書『反ホッブズ論』において實現しているわけである。

第一章 本書の對象について

トマス・ホッブズは、クロムウェル(Cromwell)及びチャールズ一世(Charles I)と同時代の人であるが、彼はその著書において、専制主義と何ものにも制限されない最高權力との・決定的な共鳴者であることを示している。彼にとつては統治者(Regent)はすべてであり、市民は何ものでもないのであつて、前

者は無制限に命じうる權力をもち、後者は盲従するという唯一の功績をもつている。市民の所有權は統治者の所有權である。つまり國民 (Volk) の權利は君主 (Fürst) の所有物であり、彼はそれによつて欲望のおもむくところに、ことをなすうる。「なぜなら統治者は、所有主が多く、物の上に君臨するのと何ら異なるからである。」¹⁾なるほど國民の福祉 (Wohl) は統治者の聖なる義務ではあるけれど、この義務は所有物の義務にすぎないのであつて、正義の義務なのではない。²⁾だからいかなる行爲についても彼は無答責である。すなわち彼は、いかなる行爲についても罰せられないし、³⁾いかなる欲望をも企てうる。彼がその國民を侮辱するといふことはありえないのである。⁴⁾しかし國民が彼に反抗し、又は服従を拒む場合には、常に彼は侮辱されたことになる。いかなる契約の侵害、いかに激昂させるような正義の侮辱によつても、臣民は無條件な隷屬から解放されえない。いかなる原因によつても衛兵が死刑の判決を齎す場合には常に、私は隷屬せねばならない。人が父・配偶者又は子供を私の側で殺害する場合には、私はだまつて、目を乾かせ腕をこまぬいてこれを見つめねばならない。ただ自分の手で自ら又は父を殺害することのみを、私は正當にも拒みうる、——なぜならこの違反からは何ら國家に對する損害は發生しないし、事實、統治者は私の代りにその職務を行いうる死刑執行人をもつてゐるからである。⁵⁾

(1) de Cive C. VIII. I.

- (2) ibid. C. XIII. 2.
- (3) ibid. C. VI. 12.
- (4) ibid. Cap. VII. 14.
- (5) ibid. C. VI. 13.

譯註

(一) ホッブズは一五八八—一六七九、クロムウェルは一五九〇—一六五八、チャールズ一世 (Charles I) は一六〇〇—一四九 (在位一六二五—四九)。

(二) Elementarum Philosophiae Sectio Tertia De Cive, Paris 1642. 及び Philosophical Rudiments concerning Government and Society, containing the Natural and Divine laws etc. (1651.) は、右の(ラテン語)版に對して、ホッブズ自身がイギリス語譯したものである。

ヨリ多くのわれわれの新しい哲學者は、この無制限な權力と、これに對應せる・そしてかのイギリスの哲學者における・無條件な服従と、に贊成している。そして彼らは、一方その洞察力によつて・他方しかしその名前の重みによつても、恐らく絶對に支持しなかつたであろうような拘束力を、かの主張に與えてしまつた。彼らはなるほど「統治者がその國民に違法を行はすは絶對にない」といふ恐るべき主張を否定はするけれど、「統治者が臣民の權利を侵害したため、臣民により強制される場合に

は、その違法について訴えられることは許されない」と主張する。事實彼らは「臣民はその支配者に服従を拒むという権利を絶対にもたない」とも、「支配者が基本的契約を侵害した場合でも、権力をもつてこれに反抗するという権利をもたない」とも、主張している。出版は恣意的権力の越権に對する唯一の堡壘である。その保護の下で臣民は統治者の主權に甘んずる——そして正義ではなく、恩恵を要求するのである。

それではこの人々の主張は、實際に基礎づけられるべきだつたであろうか。臣民の無條件な服従と、無制限なすべての強制の上を超越せる統治者の権力と、は正義によつて實際に示されているであろうか。このことは特に研究され解答されるに、十分な價值がある問題である。それが、本書の對象なのである。しかし、あの主張に關する一つの疑問と・この問題の研究とにわれわれをうながしたものは、實際的關心というよりも、むしろ理論的關心である、ということ各人は容易に理解しうるであろう。さて法は國民の反抗を禁止、又は許容する——われわれは常に統治者に服従し、絶対これに抵抗すべきではない。われわれは誠實の義務をもち、なすべきいかなる行爲をもたない。たとひ侵害される場合があるとしても、そのことによつてわれわれは人間の福祉や權利をもつのである。又われわれは統治者及び國家に對する感謝の義務をもつてであり、それを今まで許してきたのは、彼の保護の慈善と、非常に多くの・

ある部分では保護されない所有物とである。最後にわれわれは侮辱者に與うべき・超越的な義務をもつている。——だからわれわれは、研究の結果が反對の主張であるべきであつた場合、その結果の上に行動の原理を基礎づけるについて、あの主張を疑うことができない。——そこでただわれわれの認識を廣め又訂正するために、疑い且つ研究することが許されるのであり、人間精神の最も美しく最も貴い要求・すなわち眞理ないし學問に對する要求を満足させることも許されるというわけである。

譯註

(一)以下のダッシュからダッシュまで、すなわち「われわれは常に統治者に服従し……」から「……超越的な義務をもつている」までは、ホップズ等の所説に關する、フオイエルバッハのじよ述である。

追補

一一二頁原註(1)に譯註

(三) Levithian 1651, C. 14 にも、ホップズの所有權理論が展開されている。

同頁原註(5)に譯註

(四)D. Give CJIA にも、自助(自力救濟)の權利に關するホップズの思想が見られる。